



1号 2号

# 産業廃棄物処理施設設置届出書

昭和62年10月29日

秋田県大館保健所

所長 岩尾 昌子 殿

COPY

住 所 秋田県大館市花岡町字堤沢42番地

氏 名 同和プラスチック株式会社

代表取締役社長 吉 田



次のとおり産業廃棄物処理施設を設置したいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第1項の規定により届け出ます。

施 設 の 種 類		焼却施設 中和・脱水施設 コンクリート固型化施設
処理する産業廃棄物の種類		燃えがら、ばいじん、汚でい、廃油、廃酸 廃アルカリ、廃プラスチック、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラス及び陶磁器くず、鉦さい、建設廃材、産業廃棄物を処分するために処理したもの（有害物質にあっては水銀又はその化合物およびPCBを含むものを除く）
設 置 場 所	焼 却 処 理 施 設	秋田県大館市花岡町字滝の沢7番地 ほか
	中 和 ・ 脱 水 施 設	秋田県大館市花岡町字堂屋敷2番地 ほか
	コ ン ク リ ー ト 固 型 化 施 設	

1/8 火 3

処 理 方 式	焼 却 ; 焼却、熱分解 中 和 ・ 脱 水 ; 中和、凝集、沈殿 加圧脱水 コンクリート固化化;ペレタイジング
構 造 及 び 設 備 の 概 要	焼却処理場：鉄筋コンクリート床、壁・屋根 は鉄板又はスレート ロータリーキルン、竪型液燃焼炉 固定床炉、ガス洗浄塔、ミストコッ レル 廃液処理場：鋼板・ステンレス・プラスチッ ク製各種タンク、反応槽、フィルター プレス、ニーダー・ペレタイザー、鉄 筋コンクリート耐酸ライニング貯槽
放 流 水 の 水 質 及 び 水 量	放流排水の水質は水質汚濁防止法の排出基準 以下とし、通常は81m <sup>3</sup> /日 最大時100m <sup>3</sup> /日を放流する。
放 流 方 法	旧花岡川へ放流する。
汚 水、残 灰 等 の 量 及 び 処 分 方 法	汚水18.9t/日、残灰 8.1t/日 は、花岡鉦業㈱の管理型最終処分場へ搬入し 処分する。
着 工 予 定 年 月 日	昭和62年11月29日
使 用 開 始 予 定 年 月 日	焼却処理設備 ; 昭和63年 4月 1日 廃液処理設備 ; 昭和63年 1月 1日
※ 受 理 年 月 日	
※ 審 査 結 果	

備考 ※の欄には、記載しないこと

COPY

受 理 書

館 保 - 1998

昭和62年11月2日

同和クリーンテックス株式会社  
代表取締役社長 吉田 稔 様

秋田県大館保健所長 岩尾昌子

昭和62年10月30日付けで提出のあった届出書を受理しました。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条第5項において準用する同法第8条第3項の規定により、受理した日から30日を経過した後又は届出の内容が相当である旨の通知を受けた後でなければ、当該届出に係る産業廃棄物処理施設を設置し、又はその構造若しくは規模を変更することはできません。